

平成23年度

さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

1 申出・処理件数

申出件数	17件
処理件数	63件(前年度繰越48件含む)
繰越件数	2件

2 概要

勧告等(助言)を行った申出

申出内容	処理状況
収受番号26 職員録に掲載されている「プロジェクトチーム」(9チーム)の構成員を見ると、99名のうち女性は3名(3%)にとどまっているので、重要な政策の立案への女性登用を積極的にすすめられないのか、調査の上、市長に対して必要な勧告等を行ってほしい。 (申出 平成22年12月)	「プロジェクトチーム」の構成員は各課の課長であり、女性が3名にとどまっているのは、女性の課長が少ないことによる。重要な政策の立案に女性も登用できるように、課長職への女性の登用を増やす、あるいは、プロジェクトチームの構成員を各課の課長に限らないなどといった方法を検討することを助言した。 (処理 平成23年8月)
収受番号27 「しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会」(13名)には女性が1名のみで女性登用が進んでいない。全委員の選考過程を検証し、必要な改善策を講じるよう市長に勧告等を行ってほしい。 (申出 平成22年12月)	現在さいたま市では、男女共同参画社会の実現を目指しており、「しあわせ倍増プラン2009」評価委員会においても、女性委員も登用すべきである。そのためには、そもそも、女性も評価委員会の委員に応募しやすい応募要件とする必要がある。そこで、今後、「しあわせ倍増プラン2009」評価委員会の委員の応募要件に関し、十分な検討がなされるよう助言した。 (処理 平成23年8月)

申出内容	処理状況
<p>収受番号 28</p> <p>「さいたま小町」選考会を後援し、さいたま観光大使に委嘱することについて、男女共同参画のまちづくりの視点から検証し、必要な改善策を市長へ勧告等を行ってほしい。</p> <p>(申出 平成22年12月)</p>	<p>さいたま観光大使は、さいたま市内商工業のイメージアップを図り産業の活性化に寄与するため、本市の産業観光における特色や魅力を市内外に広くPRする重要な役割を担う。「さいたま小町」にさいたま市のさいたま観光大使として活動することを求め、さいたま市が後援する以上、男女問わず応募しやすい名称への変更をさいたま商工会議所青年部と協議するよう助言した。</p> <p>(処理 平成23年8月)</p>

調査を行ったが、勧告等を行っていない申出

申出内容	処理状況
<p>収受番号 12</p> <p>各区（浦和区を除く。）の総合案内業務を担当するフロアアドバイザー（以下、FAと略す）を配置する場合は、男女の均衡を図るよう努めてほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>平成21（2009）年度のフロアアドバイザーは男性が多く、平成22（2010）年度はほとんど女性であるのは、平成21（2009）年度までは市の定年退職職員を再任用していたが、平成22（2010）年度からはサービス向上のため民間に委託したことによるものである。フロアアドバイザーについて男女の性別による指定はしておらず、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号 16</p> <p>市のフロアアドバイザー民間委託事業について、詳しく調査し、必要な勧告等の措置を講じてほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>民間に事業を委託する場合、現場で働く被雇用者の賃金が実質的に最低賃金を下回るようなことがあってはならないのは言うまでもない。この点のチェック体制が万全であるかどうかの判断はしないが、現状において男女共同参画の推進が阻害されているとはいえないので、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 29</p> <p>全国自治宝くじの「幸運の女神」の選考は、ミスコン的性格をもち、アイキャッチャー的に起用させることは条例の趣旨に照らし、調査検証の上必要な勧告等を行ってほしい。</p> <p>(申出 平成22年12月)</p>	<p>そもそも全国自治宝くじ事務協議会の担任事務に、幸運の女神の選考は含まれていない。しかも、さいたま市は、「全国自治宝くじ事務協議会」の委員として選任されていない。したがって、幸運の女神の選考に関する事務は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例12条の「市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策」に該当しないため、勧告等を行わないものとした。</p> <p>(処理 平成23年8月)</p>
<p>収受番号 30</p> <p>「2009年度版男女共同参画年次報告書」の推進事業の一部内容は女性参画の推進に向けた個別の課題に対応する事業ではない。見直しするよう勧告等を行ってほしい。</p> <p>(申出 平成22年12月)</p>	<p>確かに、推進事業の中には、男女共同参画の視点や課題が明示されていないものもある。しかし、調査の結果、『平成21年度版男女共同参画年次報告書』(2009年度版)に記載されている推進事業は、いずれも女性参画の推進へ向けた施策に関しての事業であるところ、問題ないことと判断し、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成23年8月)</p>
<p>収受番号 31</p> <p>人事課が公表している「2009年度さいたま市人事行政運営等の状況について」のうち、「人事委員会の業務の状況の「1. 職員の競争試験及び選考の状況」の中に掲載されている各人数について、女性の人数をカッコ内に内数で示すようにしてください。</p> <p>(申出 平成23年1月)</p>	<p>「人事行政の運営等の状況について」のうち、「職員の任免及び職員数に関する状況」では、女性職員の状況を内数で示しており、市政運営の現状における女性参画状況の実態は積極的に公表されている。そして、受験者数は、採用前の段階の数値に過ぎず、市政運営の現状における女性参画状況の実態に直結しないところ、かかる数値を掲載するかどうかは市の裁量権の範囲内にあり、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年1月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 3 2</p> <p>市長に対し、市長事務部局の組織のうち、行財政改革推進本部や都市経営戦略室といった政策部門の職員に女性を積極的に登用するように求めてください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 1 月)</p>	<p>確かに、現状では、行財政改革推進本部は全体で 1 7 名中女性は 1 名であり、都市経営戦略室は全体で 1 3 名中女性は 1 名である。しかし、調査の結果、市としては、男女共同参画のまちづくりを進めていくためには、政策・方針決定過程への女性の参画は重要なことで、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に促進していく必要があることを認識していることが明らかになったため、今後の登用状況を見守ることとし、今回は、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 1 月)</p>
<p>収受番号 3 5</p> <p>「さいたま市行財政改革推進プラン 2 0 1 0」の事業番号 1 7 8「管理職への女性登用」において、微増で止まり、男女共同参画の視点から希薄である。行革の主要な柱のひとつとして男女共同参画の促進を位置づけ直し、女性管理職登用比率の見直し等を検討するように求めてください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 1 月)</p>	<p>確かに、女性管理職登用比率は微増に留まっている。しかし、女性管理職の登用を積極的に進めていくためには、課長職に昇進する前段階の職位である業務の指揮監督や組織を統率する監督職としての課長補佐、係長職へ女性職員を登用し、キャリアを積ませることが必要であるが、現に、市においては、キャリア形成のための政策立法担当部門などに積極的に女性職員の配置を行っているところ、今後の登用状況を見守ることとし、今回は、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 1 月)</p>
<p>収受番号 3 6</p> <p>さいたま市はスパークカーニバルに補助金を交付しているが、サンバパレードについては、男女条例の趣旨に照らし、その目的と効果に疑問があり、支援のあり方を見直すよう市長に求めてください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 1 月)</p>	<p>さいたま市が後援する大宮夏まつり「スパークカーニバル」において、サンバパレードが行われているが、多数の市民に親しまれているイベントであり、サンバパレードそのものが男女共同参画のまちづくりを阻害するものとは言いえないところ、勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 1 月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 38</p> <p>「市報さいたま」の2010年7月号のスパークカーニバルの紹介において、露出度が著しく高い特有のコスチュームを身に付けた若い女性の踊り子の写真を、市民にとって必読の広報紙への掲載を中止してください。</p> <p>(申出 平成23年2月)</p>	<p>確かに、2010年7月号の女性の踊り子の写真は、他の写真に比べ大きく掲載されている感も否めない。しかし、2011年7月号ではスパークカーニバルの紹介において、女性の踊り子の写真を小さくしたり、男性の踊り子の写真も取り入れたりするなど工夫がされており、また、市は、平成23年9月に、市報さいたま全市版における掲載等に関する基準を作成するなどしているところ、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年1月)</p>
<p>収受番号 39</p> <p>男女条例第13条(年次報告)の規定による男女共同参画に関する年次報告書について、今後、有償頒布するようにしてください。</p> <p>(申出 平成23年2月)</p>	<p>さいたま市情報公開条例第22条の規定に基づき情報提供の推進を行うにあたり、情報提供の方法については、費用及び効果等に照らして選択することになるが、その範囲では市には一定の裁量権がある。男女条例第13条(年次報告)の規定による男女共同参画に関する年次報告書については、現在、市ホームページに掲載しており、また、各区情報公開コーナー、図書館等にも設置し、閲覧等が可能な状態になっている。他方で、年次報告書の配布を要望する声は少なく、有償頒布をしても市の財源確保には繋がらず、むしろ、価格設定の根拠等の問題が生じかねない。とすれば、年次報告書に関する現在の情報提供の方法は、費用及び効果等の点に照らし、特段問題がないところ、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年1月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 4 0</p> <p>男女条例第 1 0 条 (基本計画) 第 3 項の規定による男女共同参画基本計画について、今後モノクロで簡易製本し、安価で有償頒布してください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 2 月)</p>	<p>さいたま市情報公開条例第 2 2 条の規定に基づき情報提供の推進を行うにあたり、情報提供の方法については、費用及び効果等に照らして選択することになるが、その範囲では市には一定の裁量権がある。男女条例第 1 0 条 (基本計画) 第 3 項の規定による男女共同参画基本計画については、現在、市ホームページに掲載しており、また、各区情報公開コーナー、図書館等にも設置し、閲覧等が可能な状態になっている。さらに、概要版は、研修会や男女共同参画推進センターで行うイベントで配布したり、窓口でも無償配布をしている。他方で、男女共同参画基本計画自体の配布を要望する声は少なく、有償頒布しても市の財源確保には繋がらず、むしろ、価格設定の根拠等の問題が生じかねない。とすれば、男女共同参画基本計画に関する現在の情報提供の方法は、費用及び効果等の点に照らし、特段問題がないところ、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 1 月)</p>
<p>収受番号 4 2</p> <p>さいたま市のHPと議会棟広報用モニターに放映されているスパークカーニバルのサンバパレードに出演している踊り子を直ちに削除してください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 2 月)</p>	<p>申し出に該当する映像は、議会中継の休憩時に流されている 4 4 枚の静止画像を用いた 4 分 2 8 秒のスライドショー形式の映像のうちの 2 枚の静止画像である。調査の結果、2 枚の静止画像は、さいたま市の伝統、イベント、風物の紹介のうちの一つとして、スパークカーニバルを紹介したものに過ぎないこと、4 4 枚のうちの 2 枚であり、特段この静止画像が強調された使用をされているわけではないこと、この 2 枚の静止画像部分のみの削除が困難であること、平成 1 7 年に作成したもので更新を考慮しており、その際には、男女共同参画の視点を意識し、今回の指摘を踏まえて作成する予定であることなどから、今回は、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 1 月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 4 3</p> <p>さいたま市の指定外郭団体である社団法人さいたま観光コンベンションビューロー（会長清水猛）のホームページに掲載されている画像のうち、大宮夏まつりサンバパレードに出演している招待サンバチームの中の露出度が著しく大きいものを直ちに削除してください。</p> <p>（申出 平成 2 3 年 2 月）</p>	<p>調査の結果、さいたま市の指定外郭団体である社団法人さいたま観光コンベンションビューロー（会長清水猛）のホームページに掲載されている大宮夏まつりのサンバパレードの画像は、さいたま市のイベント情報の一つとして、スパークカーニバルを紹介したものに過ぎないこと、5センチ四方の大きさであり、特段この画像が強調された使用をされているわけではないことから、今回は、勧告等は行わないこととした。</p> <p>（処理 平成 2 4 年 1 月）</p>
<p>収受番号 4 4</p> <p>市以外、又市が自らなんらかのポスターを掲示しようとする場合、それらを庁舎内等に掲出する適否の判断基準について、男女共同参画の視点からそれを策定して下さい。</p> <p>（申出 平成 2 3 年 3 月）</p>	<p>さいたま市は他政令市同様、掲示の適否の判断基準等はなく、他機関からのポスター、チラシなどの掲示依頼に対しては、各課の自主的判断で行われている。</p> <p>今後の対応として、全庁的に配信している掲示板に補足する形で、ポスター掲示やチラシ配付を依頼された際には、男女共同参画の視点からの表現が適切かどうかを、各所管課で検討するよう促し、職員への意識の啓発に努めたいとの意思表示があり、勧告等は行わないこととした。</p> <p>（処理 平成 2 4 年 2 月）</p>
<p>収受番号 4 5</p> <p>「さいたま市外郭団体指導要綱」の中に、新たに「市長は外郭団体に対して、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例の趣旨に基づいた男女共同参画が推進されるよう適切な指導を行う」旨の規定を設けてください。</p> <p>（申出 平成 2 3 年 3 月）</p>	<p>さいたま市の外郭団体は、2 1の法人からなっており、指導要綱はその外郭団体の経営の効率化、活性化を目的としており、主に経営及び財政面について指導を行っていくことが趣旨である。よって、男女共同参画の推進等個別の規定を設けることは出来ないが、当該要綱の所管課として、今回の苦情の申出を貴重な意見として真摯に受け止め、さいたま観光コンベンションビューローに対し、口答等での指導をする旨の意思表示があり、勧告等は行わないこととした。</p> <p>（処理 平成 2 4 年 2 月）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 4 6</p> <p>さいたま市において、総合案内等の業務を事業者等に委託するさいの一般競争入札を実施するときに配布する当該業務仕様書の中に、男女共同参画に関する事項（ex. 従事者の男女の均衡）を明記してください。</p> <p>（申出 平成 2 3 年 3 月）</p>	<p>業務委託をする際に男女の性別による指定はしておらず、また、仕様書にも、性別の限定はしていない。しかし、応募者は圧倒的に女性が多く、会社の裁量で女性を採用している実情がある。今後も委託会社に対し、業務内容に求められる能力を有していれば、男女を問わない採用を促す旨の意思表示があったため、勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成 2 4 年 2 月）</p>
<p>収受番号 4 7</p> <p>さいたま市市長公室広聴課が作成した広報用チラシで「さいたまコールセンター」に使用されているイラストにはオペレーターとして女性のみが描かれているので、速やかにすべて回収してください。</p> <p>（申出 平成 2 3 年 3 月）</p>	<p>当該チラシについては、平成 1 9 年度のコールセンター開設時に業務委託をし、2, 3 種類のデザインから選んで決定をした。今年度中に作成予定のチラシについては、男女共同参画の視点から誤解をまねかないようなデザインを選択したいと考えており、改善が予定されるので勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成 2 4 年 2 月）</p>
<p>収受番号 5 0</p> <p>現在、見沼区保健センターで配布されている「見沼区保健センター事業案内」の 9、11、12 ページに掲載されているイラストは、条例第 8 条に照らして適当であるとはいえないので、速やかに差し替えるよう求めてください。</p> <p>（申出 平成 2 3 年 3 月）</p>	<p>事業案内は 4 3, 0 0 0 部作成し、1 0 区の保健センターに配布している。平成 2 2 年度分と平成 2 3 年度分のイラストの内容を比べると、平成 2 3 年度分の方に男女共同参画への配慮が見られる。来年度の作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を参考に、イラストの表現には十分留意してさらに見直しを図る旨の意思表示があり、勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成 2 4 年 2 月）</p>
<p>収受番号 5 1</p> <p>現在、保健所が配布している「どうしたら防げる？食中毒」の表紙のイラストに描かれている人物は、“家事は女性”という固定的な性別役割分担意識にもとづく表現となっているので、直ちに回収するなどの制裁的措置等を求めてください。</p> <p>（申出 平成 2 3 年 3 月）</p>	<p>チラシは、すでに学校・保育園に配付済みであり、回収は難しいが、次回作成時には、表現方法に男女共同参画の視点を入れる等の見直しを図りたい旨の意思表示があり、勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成 2 4 年 2 月）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 5 2</p> <p>市以外の行政庁、法人、団体から市、区に対してチラシ、パンフレットの配布の依頼があった場合、それを市民へ配布するかどうかの適否の判断基準を、男女共同参画の視点から策定してください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 3 月)</p>	<p>収受番号 4 4 と同時処理</p>
<p>収受番号 5 4</p> <p>広報用チラシ「地域包括支援センター」に、イラストで描かれている人物は 3 人とも女性だが、それらの職業の資格は女性のみに限られたものではない。従事者を描く際には適切な配慮がされるよう検証の上、助言等を行ってください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 3 月)</p>	<p>昨年度のチラシでは、3 人とも女性であったが、今年度のチラシは「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を参考にし、社会福祉士を男性に変更するなど配慮がされている。しかしながら主任マネージャーに男性がいるにもかかわらず画かれていない、介護者サロンの写真には女性のみが写っている、女性が母親を連れている姿が画かれているが、男性でも良いと思われる、など問題点はある。今後の作成にあたっては、男女共同参画の視点に立ったチラシになるよう配慮することなので、更なる改善を期待し勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 2 月)</p>
<p>収受番号 5 5</p> <p>各区役所の保健センターにおける職員構成について、男女の均衡を図るよう市長及び人事委員会に対して計画的、かつ長期的な観点から必要な措置を講じるよう求めてください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 3 月)</p>	<p>公務員採用試験では、男女の区別なく募集しており、有資格者についても同様である。しかしながら、保健センター業務に必要なとされる保健士、歯科衛生士、栄養士等の有資格者に女性の割合が多く、男女の絶対数が異なっていることが受験者数に反映していると思われる。また、合否は当該職種の競争試験により点数で決定しており、男性女性ということは加味していない。このように、登用にあたっては、決して男性を排除しているわけではなく、有資格者に女性が多い中で、必然的に女性職員が多くなることはやむを得ないと思われる。現状が保健センターの運営に支障をきたすものではなく、男女共同参画の推進が阻害されているとはいえず、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 2 月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 5 6</p> <p>さいたま市長は、新規採用職員研修について、その研修科目の中に新たに《男女共同参画》を組み入れてください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 3 月)</p>	<p>市の研修は、体系づけて人材育成課が行う研修と、所管課が行う所管課研修があり、それぞれ役割分担をして行っている。講義日数が 7 日間といった中で、最低限必要な部分で例年変更しない科目もあるが、市政の状況により多少研修科目に入れ替わりがあるようである。男女共同参画については、女性の人権問題の中に入れての方が効果的であるとして、人権問題に組み込んでいるが、来年度については、実務的な観点からの公的広報の表現のあり方を含めて講義のあり方について人材育成課と所管課で協議しながら検討をする旨の意思表示があり、来年度の新人研修に期待をし、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 2 月)</p>
<p>収受番号 5 8</p> <p>人権政策推進課が配布している広報用チラシ「人権について知りましょう」の中の表現のうち、イラストで描かれている人物像の一部は男女共同参画の視点から見て適切とはいえないので、是正を求めてください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 3 月)</p>	<p>平成 2 0 年度に、人権教育啓発推進センターに約 4 , 0 0 0 部依頼し、窓口、講演会、研修会の啓発用として、また市民、企業、人権擁護委員等にも配付している。センターで大量に印刷する方がコストを抑えられるというメリットがあり依頼をしたが、今回の指摘があり以降配付はしていない。今後もセンターに申し込む可能性があるため、苦情の申出があったことをセンター側に伝え、次回作成時には男女共同参画の視点に配慮したチラシの作成にあたるよう意識改革を促す旨の意思表示があり勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 2 月)</p>
<p>収受番号 2 3 - 2</p> <p>『さいたま市統計書』中に掲載されている市職員数(職種別)・行政委員会委員数・党派別議員数について、女性数を明らかにするよう、求めてください。</p> <p>(申出 平成 2 3 年 4 月)</p>	<p>文書により照会したところ、申出の趣旨に合致する方向で改善が検討されていたので、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成 2 4 年 3 月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 23 - 3</p> <p>市の公式ホームページ中に掲載されている人事情報「給与・定員管理等の公表について」(2011年3月31日更新)のうち、「4」中の「一般行政職の級別職員数」「7」中の「部門別職員数の状況」「7」中の及び「年齢別職員構成の状況」の各職員数データについて、女性数を明らかにするよう、市長に対して求めてください。</p> <p>(申出 平成23年4月)</p>	<p>文書により照会したところ、申出の趣旨に合致する変更が行われる見込みなので、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>
<p>収受番号 23 - 4</p> <p>市の公式ホームページに掲載されている記者発表資料「さいたま市人事異動内示について」(2011年3月22日・人事課)のうち、「3 職位別異動職員数」の職員数データについて、女性数を明らかにするよう等、市長に対して求めてください。</p> <p>(申出 平成23年4月)</p>	<p>文書により照会したところ、申出の趣旨に合致する方向で変更が検討されているので、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>
<p>収受番号 23 - 5</p> <p>さいたま市の『男女共同参画年次報告書』(各年度版)に掲載されている市管理職への女性職員の登用状況データについて、今後、より詳細な内容を掲載し、また市民にとって分かりやすい説明を記述するよう、市長に対して求めてください。</p> <p>(申出 平成23年5月)</p>	<p>文書により照会したところ、申出の趣旨に合致する方向で変更が検討されているので、勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>
<p>収受番号 23 - 8</p> <p>さいたま市の『男女共同参画年次報告書(各年度版)』(男女共同参画課)に、今後、新たに、市立学校(幼稚園・小学校・中学校・高校・養護学校、高等看護学院)の管理職等(校長・教頭、主幹教諭、園長、学院長)への女性教員の登用状況データを詳細に掲載し、かつ分かりやすい説明を記述するよう、市長に対して求めてください。</p> <p>(申出 平成23年6月)</p>	<p>聴聞を行ったところ、現行(第2次)プランではデータは掲載しないが、第3次プランでは掲載される見込みである。このことから勧告等は行わないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 23 - 9</p> <p>さいたま市教育委員会が作成した『教育要覧 2010年版』の86ページに掲載の「教育委員会職員数」表のうち、市立学校職員数（校種別及び校長・教頭等の職務別の職員数一覧）の記載につき、女性教職員数を掲載するようにするなど、今後、男女共同参画の観点から、教育人事行政情報を公表するさいには常に女性教職員の状況を詳細に、かつ分かりやすく明らかにするよう、教育委員会委員長に求めてください。</p> <p>（申出 平成23年6月）</p>	<p>文書により照会したところ、申出の件についてはすでに公表されていることが判明したので、勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成24年3月）</p>
<p>収受番号 23 - 10</p> <p>さいたま市教育委員会は任命権者として、市立学校（幼・小・中・高・養）の管理職（校長・教頭）への女性教員登用データにつき、2003年度に遡及して、その詳細を分かりやすい形で、直ちに市の公式ホームページで公表すべきよう、教育委員会委員長に対して求めてください。</p> <p>（申出 平成23年6月）</p>	<p>文書により照会したところ、申出の内容はすでに文部科学省の調査において公表されている。市の公式ホームページにあらためて公表する必要はないと考えるので、勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 平成24年3月）</p>
<p>収受番号 23 - 13</p> <p>さいたま市は、女性管理職登用率「日本一」（2010年度 15.8%）を誇っているようですが、実態分析すると、本庁市長部局の課長ポスト118のうち女性は6名（5.1%）、部長ポスト0名、局長ポスト0名に止っているので、登用促進の年次目標数値を職位毎に人数で設定するなどして、より積極的に取り組むよう、市長に求めてください。</p> <p>（申出 平成23年8月）</p>	<p>聴聞を行ったところ、申出に指摘されている実態は事実であるが、実務上、職位ごとに年次目標数値を定めるのは現実的でないと認められた。女性登用の重要性は認識されており、そのための取り組みも行われているので、勧告等を行わず、事態の推移を見守ることとした。</p> <p>（処理 平成24年3月）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 23 - 14</p> <p>さいたま市の小学校の管理職への女性教員登用率は、政令市19市中で最下位（2010年度 校長9.5%、教頭10.8%）であり、構造的な要因があると考えられるので、十分に調査のうえ、積極的かつ実効的な登用促進策を講じるよう、教育委員会委員長に対して必要な勧告等を行なって下さい。</p> <p>（申出 平成23年8月）</p>	<p>聴聞を行ったところ、受験資格の緩和など、女性管理職登用のための取り組みは行われている。今のところ、その成果は十分に現れていないが、管理職名簿登載者は増えており、結果が現れるのは数年後になると思われる。以上のことから勧告等は行わず、事態の推移を見守ることとした。</p> <p>（処理 平成24年3月）</p>
<p>収受番号 23 - 15</p> <p>「地方公務法」58条の2および「さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」6条の規定に基づいて毎年12月に市長が公表している内容には、さいたま市教育委員会が任命した県費負担女性教員（2010年度小・中・養で2702名）及び、県費負担職員（214名）の状況を示すデータが何も掲載されていないので、適正に公表すべきよう、市長に勧告等を行なって下さい。</p> <p>（申出 平成23年8月）</p>	<p>文書により照会したところ、申出の件はすでに公表されているので、勧告等は行わないこととした。</p> <p>（処理 平成24年3月）</p>

調査しないこととした申出

申出内容	処理状況
<p>収受番号 11</p> <p>さいたま市の若い男性職員が育児休業を積極的に取得するようになるために、勤務条件の改善や職員全体の意識の変革など必要とされる対策を早急に講じてほしい。</p> <p>（申出 平成22年11月）</p>	<p>申出の内容については、取り組みがすでに行われているため、調査しないこととした。</p> <p>（処理 平成23年7月）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号14</p> <p>2010年度の新規事業である「(各区)フロアアドバイザー委託事業」(各区の総合案内と情報公開コーナー業務を担当)について、2011年度の実施にあたっては、業者選定を自動落札方式ではなく、総合評価方式によるべきよう求めてほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とすべき案件ではないため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号15</p> <p>男女共同参画課が作成している広報パンフレット『男女共同参画施策に対する苦情の申出』の作り方と内容について、全面的に見直し、苦情申出制度を分かりやすく説明するよう工夫と努力を求めてほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、調査を必要とする状況ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号17</p> <p>男女共同参画の検討に明確に必要でない男女別データの取得及び収集は、行革の“無駄ゼロの”観点からすべて見直してほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないものであるため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号18</p> <p>市の男女共同参画政策の基本文書において、「政策・方針決定過程」という用語を正確かつ適切な用法としてほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容について、調査を必要とする実態はないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号19</p> <p>「男女共同参画年次報告書(2009年度版)」の42ページには詳細記述及び具体的データの掲載がない。総括表とその分析を掲載してほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とするべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 2 0</p> <p>「男女共同参画年次報告書(2009年度版)」の42ページに、「附属機関等」の定義、「附属機関」における女性登用率、「等」における女性登用率を別々に掲載してほしい。また、「審議会等」という用語法を「附属機関等」に置き換え、言葉を明確化してほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とすべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号 2 1</p> <p>男女共同参画苦情処理委員を含めた専門委員(地方自治法174条1項)についてもその女性登用状況を公表してほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とすべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号 2 2</p> <p>市長の主な補助機関(地方自治法第2編第7章第2節第3款)等について、その女性登用状況の詳細を公表してほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とすべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号 2 3</p> <p>職員等の男女比を公表してほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とすべきものには該当しないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号 2 4</p> <p>市のいわゆる外郭団体(指定出資法人)の役員(理事長等)への女性登用状況を公表してほしい。</p> <p>(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とすべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>
<p>収受番号 2 5</p> <p>民間等への業務委託により庁舎内で働いている従事者の男女比を明らかにしてほしい。(申出 平成22年11月)</p>	<p>申出の内容については、苦情処理の対象とすべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成23年7月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 3 4</p> <p>さいたま市長は人事委員会の指摘に対し 2008～2010年度の間取組、実績を上げているか、苦情処理委員の立場から調査し、検証結果を市民へ分かりやすく公表してください。</p> <p>(申出 平成23年1月)</p>	<p>さいたま市男女共同参画のまちづくり条例第12条2項の「市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情」に該当しないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年1月)</p>
<p>収受番号 3 7</p> <p>男女条例第9条第3号中の「審議会等」という用語について「逐条解説」の中で定義が示されていないので、定義を明確化して公表するよう市長に求めてください。</p> <p>(申出 平成23年1月)</p>	<p>苦情処理の対象とすべき内容ではないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年1月)</p>
<p>収受番号 4 8</p> <p>(財)さいたま市文化振興事業団が作成したチラシの表に使用されている写真及びキャッチコピーは公的広報としては、条例第8条の規定に照らし適当ではないと思われるので検証してください。</p> <p>(申出 平成23年3月)</p>	<p>申出の内容については、男女共同参画を阻害するとは言えず、社会通念上問題ないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年2月)</p>
<p>収受番号 5 3</p> <p>企画調整課が配布しているチラシ「さいたま市の自治基本条例を考える市民フォーラム」のイラストは、固定的な性別役割分担意識にとらわれた表現となっているので、市の憲法である自治基本条例の担当職員に対して、条例の理念にもとづく男女共同参画の視点を堅持するよう強く求めてください。</p> <p>(申出 平成23年3月)</p>	<p>申出の内容については男女共同参画を阻害するとは言えないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年2月)</p>
<p>収受番号 5 7</p> <p>職員研修センターの1階ロビーの真ん中に置かれている大きなブロンズ半裸婦立像について、置き場所を現位置から他の適切な場所へ移動してください。</p> <p>(申出 平成23年3月)</p>	<p>申出の内容については、芸術作品は見る人の主観によって解釈の仕方が異なるので判断基準を設けることは困難であることから、今回の作品を公共施設に設置することについては問題ないと判断したため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年2月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 23 - 1</p> <p>議会議案資料である『予算説明書』(各年度版)中の「給与費明細書」中の「職員数」欄に記載されている各職員数について、女性数を明らかにするよう、求めてください。</p> <p>(申出 平成23年4月)</p>	<p>申出の事案については、男女共同参画の推進に影響を与えることがらではないと認められ、男女別のデータは男女共同参画を推進する上で重要であるが、他のかたちによる把握が可能と思われるため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>
<p>収受番号 23 - 6</p> <p>「さいたま市ユーモアフォトコンテスト」(2010年度で第19回目)の応募写真の中から入賞作品を選考するさいの審査基準において、条例の趣旨が尊重されているかどうか、また同コンテストの『作品集』を行政刊行物として広く市民の閲覧に供することが条例の趣旨に照らして妥当かどうか、検証してください。</p> <p>(申出 平成23年5月)</p>	<p>フォトコンテストなどにおいて、男女共同参画推進の趣旨を軽んじてはならないことは当然であるが、逆にそれが表現を萎縮させることになるのは男女共同参画の趣旨にかなうものではない。自由な表現は重んじるべきであり、申し出の事案は調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>
<p>収受番号 23 - 7</p> <p>各区情報公開コーナー等の公的施設(公立図書館を除く)に行政刊行物(例示:『The Best Cartoons of Nippon 2010 国際漫画フェスティバル・インさいたま2010』発行「さいたま市地域中核施設プラザノース」)を配架するさいの基準につき、男女共同参画の趣旨に沿って策定するよう、市長に対して求めてください。</p> <p>(申出 平成23年5月)</p>	<p>区情報公開コーナー等の公的施設に、行政刊行物を配架する際の基準については、男女共同参画の趣旨に照らして、現状に特段の不都合はないと思われるため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>
<p>収受番号 23 - 11</p> <p>さいたま市における人事・組織・定員管理・給与に係る職員数データ(県費負担教職員に係るデータを含む。)の公表のさい、常に女性職員数データが明らかにされるよう任命権者に義務づけるため、「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」の改正を市長に対して求めてください。</p> <p>(申出 平成23年6月)</p>	<p>全庁にまたがる「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」によらずとも、申出の趣旨にかなう措置は可能と認められるため、調査しないこととした。</p> <p>(処理 平成24年3月)</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 23 - 12</p> <p>さいたま市が市有地として管理する市内の各所（JR 駅駅前広場、市立公園、市庁舎周辺等）の敷地の上に、市の事業により長年にわたり設置されているモニュメント等としての女性ヌード像について、早急に適当な場所へ移動するなど必要な措置を講じるよう、市長に対して求めてください。</p> <p>（申出 平成 23 年 6 月）</p>	<p>女性の裸体を表現したモニュメントが公衆の目の届くところに置かれていることは、男女共同参画の趣旨から望ましいことではないという考えはあるが、多数の同意を得られているわけではない。表現の自由との関係もあり、申出の件は、男女共同参画を推進する上で調査を必要とすることではないと考えられるため、調査しないこととした。</p> <p>（処理 平成 24 年 3 月）</p>

取り下げされた申出

申出内容	処理状況
<p>収受番号 33</p> <p>さいたま市南区長に対し、同区役所庁舎内（1F～3F）の随所に掲出されている各種ポスターについて、女性をむやみに“アイ・キャッチャー”（ポスターに注目させる手段としての視覚的要素）として利用されているポスターが公然と長期間にわたり張り出されることのないよう掲出基準を定めるよう、求めてください。</p> <p>（申出 平成 23 年 1 月）</p>	<p>取下げ書の受理（平成 23 年 6 月受理）</p>
<p>収受番号 41</p> <p>さいたま市長は、全庁のすべての職員に対して条例の全文を精読するよう、直ちに職務命令を発するなどして条例のさらなる周知に工夫をこらして努めてください。</p> <p>（申出 平成 23 年 2 月）</p>	<p>取下げ書の受理（平成 23 年 6 月受理）</p>
<p>収受番号 49</p> <p>現在、見沼区役所コミュニティ課で配布している「見沼区ガイドブック」の「東大宮ママズルーム」と「七里ママズルーム」は 2007 年 4 月より、「のびのびルーム」に改正されているので、訂正する措置を講じるべきではないでしょうか。</p> <p>（申出 平成 23 年 3 月）</p>	<p>取下げ書の受理（平成 23 年 6 月受理）</p>

申出内容	処理状況
<p>収受番号 59</p> <p>男女共同参画課長及びセンター所長が人事異動の際に作成する「事務引継書」について、現状では形骸化した内容となっているので、幹部職員の権限・責任の明確化及び市民に対する情報公開・説明責任の徹底の観点から、記載の様式及び作成の要領を見直すように求めてください。</p> <p>(申出 平成23年3月)</p>	<p>取下げ書の受理(平成23年6月受理)</p>